

防衛医科大学校病院規則第5号

防衛医科大学校病院集中治療部運営規則を次のように定める。

平成14年5月22日

防衛医科大学校病院長 関 根 勇 夫

防衛医科大学校病院集中治療部運営規則

改正 平成19年 3月30日規則第 3号
平成23年12月27日規則第 7号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院集中治療部（以下「集中治療部」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする

(運営方針)

第2条 集中治療部の運営は、医師、看護師、及びその他の職員が協力し、患者の治療に最大の効果を上げるよう努める。

(集中治療室)

第3条 集中治療部に集中治療室を置く。

- 2 集中治療室は、重症患者の集中治療管理を行う。
- 3 集中治療室は、24時間体制の運営を行う。

(集中治療室の使用等)

第4条 集中治療室への患者の入室及び退室は、集中治療部長が行う。

- 2 各診療科等の長は、集中治療室をしようする場合には集中治療室入室依頼票（別記様式、以下「入室依頼票」という。）に記入し、翌週分を水曜日（休日の場合はその前日）16時までに、集中治療部長に提出すること。
- 3 集中治療部長は、入室依頼票に基づき各診療科等の長と協議の上、集中治療室入室予定表を作成し管理すること。
- 4 集中治療室の入室期間は、集中治療部長が決定する。
- 5 各診療科等の長は、患者の入退室をすみやかに行うこと。
- 6 集中治療室へ入室する患者の診療科は、当該患者の気棟を円滑に行うために病床を確保しておくこと。
- 7 緊急を要する場合は、前各号の限りではない。

(集中治療室使用予定の変更)

第5条 各診療科等の長が集中治療室入室予定表を変更しようとする場合は、速やかに集中治療部長に連絡すること。

- 2 集中治療部長が集中治療室入室予定表を変更しようとする場合は、速やかに各診療科等の長に連絡する。

(集中治療部患者治療等)

第6条 前条により、入室した患者の治療は、患者担当医と集中治療部医師が行う。

2 入室患者に係る経過記録を2部作成し、1部を診療記録に、1部を集中治療部に保管すること。

(器財等の管理等)

第7条 集中治療部において使用する機材の管理等は、集中治療部で行う。

2 集中治療部内の器財使用中の不具合は、当該器財使用者が速やかに集中治療部長に申し出ること。

3 集中治療室入室患者に係る特殊医療機器等は、患者担当医が集中治療部長の許可を得て持ち込むこととし、当該患者退室後は、速やかに撤収すること。

(薬品等の整備)

第8条 集中治療室常備薬等は、集中治療部において整備する。

2 集中治療室において特殊薬剤等を使用する場合は、集中治療部長へ報告すること。

(血液の取り扱い)

第9条 集中治療室内で輸血を必要とする場合は、患者担当医が血液型及び血液量を輸血伝票に記入し請求すること。

2 前号血液は、輸血伝票と照合・確認後、管理すること。

3 当該患者に係る輸血血液の未使用分は、輸血・血液浄化療法部へ返納すること。

(清潔保持)

第10条 集中治療室に入室するすべての者は、院内感染防止と清潔保持に留意する。

2 集中治療室内においては、所定の場所以外での飲食等を禁止する。

(委任規定)

第11条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、防衛医科大学校病院集中治療部委員会で定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

別記様式（第4条関係）

I C U ・ C C U 入室依頼票				
病棟名	年齢	科 主治医		
		入室希望順位	連絡先	
		血液型 Wa	() HB HCV アレルギー	
申込年月日	年 月 日	入室予定日時	年 月 日 時頃	
1. Ope室より		2. 病室より		
		3. その他		
疾患名	{ 1. 2. 3. 4.	手術名(術式)		
合併症				
入室前の治療、経過				
管理上の問題点、および予想される合併症				
判定および理由				
入室可		翌日退室		
		入室不可		
		当日返事		
サイン				